個別協議について

- ・当補助金は事業所のサービス種別や定員ごとに「基準単価」が定められており、通常は基準単価が 補助上限額となります。
- ・ただし、厚生労働省と個別協議を行い、特に必要と認められた場合には、基準単価を超えて補助を 受けることができます。

例 | 基準単価:380万円 所要額:450万円の場合

基準単価 (a):380万円

事業所のサービス種別・ 定員ごとの**補助上限額**

所要額(b):450万円

事業所のサービス種別・ 定員ごとの**補助対象経費**

- 衛生用品購入費
- ・人件費
- ・施設内療養費 (基本補助・追加補助) 等

■ 個別協議を希望しない場合



申請額(c)

基準単価と所要額を比較して少ない金額

- =<u>基準単価(a)380万円</u> での申請
- 個別協議を希望する場合



申請額(c)

基準単価を超えた所要額

= 所要額 (b) 450万円 での申請

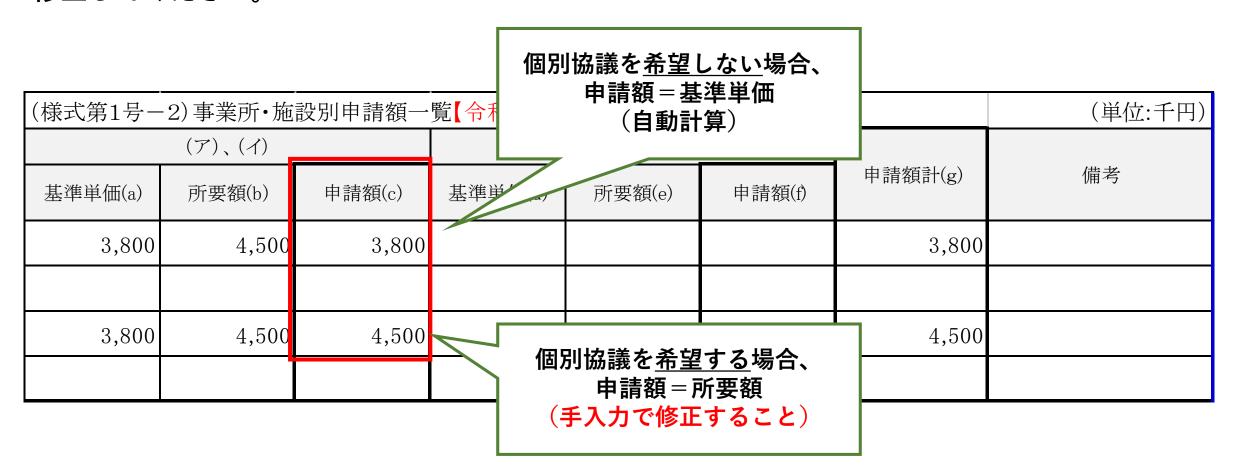
「基準単価」と「所要額」

個票(様式第1号-3,6)を作成すると、「基準単価」と「所要額」を確認できます。

(様式第1号-3)事業所·施設別個票 【 令	令和4年度に生じた費用分	·]								
フリガナ	トクベツヨウゴロウ	プジンホーム	$\triangle \triangle \triangle \triangle \triangle$	7		介護師	呆険事業原	斤番号		
事業所・施設の名称	特別養護老人ホーム					30	BXXXXXX	ζX		
所 サービス種別	介護老人福祉施設				定員	1	.00	人		
施工业工作和企工工作	(郵便番号 <mark>301</mark>	- 0000)		※定員は短期	入所系、入所施記	设・居住系のみ	記載		
設 事業所・施設の所任地	茨城県水戸市◇◇◇	ず〇〇								
の 連絡先	電話番号 029-301-0000 E-mail						xxxx@xx.or.jp			
況 管理者の氏名	施設長 〇〇〇〇		•							
区分 (ア) (ウ)	、(イ)									
(ア)、(イ)			基準単価	3, 80	0 千円	所要額	4, 500	千円		
	下から該当する番号を1つ選択して記え 数該当する場合には一番小さい番号の					※別紙の①の後	の十円未満切	り捨て		

提出書類について①

個別協議を希望する場合、申請額一覧(様式第1号-2,5)で、「申請額」を手入力で 修正してください。



提出書類について②

個別協議を希望する場合、個別協議書(別添1,2)を提出してください。

【注意事項】

- ・厚生労働省へは、個別協議書のデータのみを提出します。 そのため、<u>「別紙参照」などとは記載せず、協議書のみでわかるように</u>してください。
- ・個別協議書は郵送ではなく、データで提出してください。
- ・厚生労働省とは県を通して協議します。協議に際して確認事項があった場合は、 県からご連絡いたします。
- ・個別協議を実施する場合、<u>通常より交付決定等が2~3か月程度</u>遅くなる見込みですので、 ご承知のうえで申請してください。

積算内訳記入の注意事項① 物品

● 物品の品名は「~他」や「~等」でまとめずに、 品目ごとに記載してください。

【正】品目①ガウン:58,500円(5,000枚)、品目②マスク:8,000円(250枚)

【誤】品目①ガウン他: 77,500円(5,200個)、品目②マスク等:12,750円

● 代替品として使用した物品や、品名では補助の対象か判定が 難しい物品については、カッコ書きで用途を明記してください。

(例) おしぼり(清拭クロスの代替として) レインコート(ガウンの代替として) 花粉メガネ(ゴーグルの代替として)

積算内訳記入の注意事項② 人件費

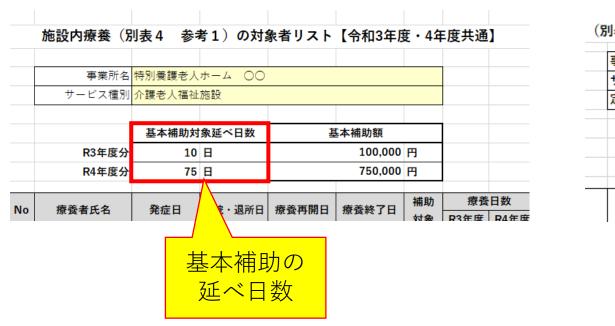
- 超過勤務手当(時間外)は、人数と延べ時間数を明記してください。
- その他の手当は、単価・日数・人数を明記してください。

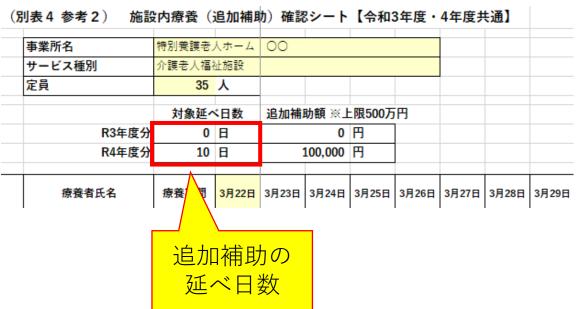
超過勤務手当:851,500円(10人分、延べ55.5時間)

危険手当:180,000円(10人分、単価9,000円/日×延べ20日間)

積算内訳記入の注意事項③ 施設内療養(1)

- 「1万円×延べ○日間」の形式で記載してください。
- ※延べ日数には、施設内療養チェックリスト (別表4)の 日数をご記入ください。





積算内訳記入の注意事項④ 施設内療養(2)

● 追加補助が上限額に達している場合は、上限額であることを明記してください。

基本補助:3,000,000円(1万円×延べ300日間、施設内療養者20名分)

追加補助:2,000,000円(1万円×延べ240日間(上限額)、施設内療養者20名分)



複数事業所を申請する場合の注意①【11月16日掲載】

複数事業所を申請する場合、<u>個別協議する事業所と、個別協議しない事業所を</u> 分けて申請してください。

- ■個別協議を実施する場合、通常より交付決定等が2~3か月程度遅くなる見込みです。
- ■個別協議を年度内に実施しても、厚生労働省の承認が翌年度(令和5年4月1日以降)になった場合、予算や事務処理等の都合から、<u>交付決定がさらに遅くなる可能性があります。</u>
- ■個別協議する事業所Aと、個別協議しない事業所Bを、1件の交付申請書でまとめて申請した場合、事業所Aの個別協議が承認されるまで、事業所Bにも交付決定ができません。

そのため、個別協議する事業所Aと、個別協議しない事業所Bを<u>分けて申請することで、</u> 事業所Aの個別協議の承認が遅れても、先に事業所Bに交付決定することができます。

複数事業所を申請する場合の注意②【11月16日掲載】

例 | 交付申請額合計:1,500万円(4事業所)

-- 🗶 まとめて申請 --

■交付申請額

申請額合計:1,500万円

■申請事業所

事業所A:700万円(協議あり)

事業所B:500万円(協議<u>あり</u>)

事業所 C:200万円(協議なし)

事業所 D:100万円(協議なし)

■個別協議を行う事業所 事業所 A、事業所 B

事業所A、Bの個別協議の 承認後にまとめて交付決定 分けて申請

■交付申請額

申請額合計:1,200万円

■申請事業所

事業所 A:700万円 (協議<u>あり</u>) 事業所 B:500万円 (協議あり)

■個別協議を行う事業所 事業所 A、事業所 B

1

個別協議承認後に交付決定

■交付申請額

申請額合計:300万円

■申請事業所

事業所 C:200万円 (協議なし)

事業所 D:100万円(協議なし)



事業所A、Bの個別協議の 承認を待たずに交付決定

個別協議の終了について① 【令和5年1月17日掲載】

予算の都合上、<u>令和5年1月1日以降に発生した感染については、</u> 基準単価を超えて補助するための個別協議を実施しません。

発生日		終息日	個別協議
例 1 令和 4 年12月 1日	~	令和 4 年12月15日	△ 社会
例 2 令和 4 年12月31日	~	令和5年1月14日	○ 対象
例3 令和5年1月1日	~	令和5年1月15日	🗙 対象外

【発生日】

一連の感染対応に係る、<u>最初の感染者の発症日または濃厚接触者(利用者)に対応した日</u>とする。

【終息日】

一連の感染対応に係るすべての感染者(濃厚接触者)の療養期間が終了した日とする。

個別協議の終了について② 【令和5年1月17日掲載】

連続して感染が発生した場合は、以下のとおりの取扱いとします。

■ 感染が終息する前に、次の感染が発生した場合 ⇒ 一連の感染対応となるため対象

		令和	4年1	2月				令和5年1月									
25	26	27	28	29	30	31	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	
			感茅	è対応	(感	染者A	()										
										感染	2対応	(感	染者B)			

■ 感染が終息した後に、次の感染が発生した場合 ⇒ <u>一連の感染対応ではないため対象外</u>

		令和	4年1	2月			令和5年1月										
25	26	27	28	29	30	31	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	
			感染	2. 対応	(感	染者A	()										個別協議対象
												感夠	杂対応	(感	染者E	3)	個別協議対象外

個別協議の終了について③ 【令和5年1月17日掲載】

個別協議を実施しない場合、基準単価が補助上限額となります。

例 | 基準単価:380万円 所要額:450万円の場合

基準単価 (a):380万円

事業所のサービス種別・ 定員ごとの**補助上限額**

所要額(b):450万円

事業所のサービス種別・ 定員ごとの**補助対象経費**

- · 衛生用品購入費
- ・人件費
- ・施設内療養費 (基本補助・追加補助) 等

■ 個別協議を実施しない場合



申請額(c)

基準単価と所要額を比較して少ない金額

=基準単価 (a) 380万円 での申請





申請額(c)

基準単価を超えた所要額

=<u>所要額(b) 450万円</u> での申請

<u>令和5年1月1日以降に</u> 発生した感染は対象外